

第6章 災害応急対策計画

第1節 自衛防災組織及び共同防災組織の活動の基準

特定事業者又は共同防災組織を構成する特定事業所の代表者は、自衛防災組織及び共同防災組織の行う災害防止及び災害防御活動が迅速かつ的確に行われるよう、その活動の具体的な基準を定めておくものとする。

活動基準の内容は、おおむね次のとおりである。

第1 自衛防災組織の活動の基準

- 1 防災施設・資機材等の点検整備に関する事。
- 2 災害発生現場における緊急応急措置に関する事。
- 3 事業所内における非常通報に関する事。
- 4 消防機関、関係事業所及び隣接事業所に対する非常通報に関する事。
- 5 地域住民に対する災害広報に関する事。
- 6 防災要員等の動員に関する事。
- 7 防災資機材等の調達に関する事。
- 8 従業員等の避難誘導に関する事。
- 9 消火等災害防御活動に関する事。
- 10 危険区域の設定に関する事。
- 11 消防機関その他応援隊等の災害応援活動の受入れに関する事。
- 12 他の事業所に対する災害応援活動に関する事。
- 13 負傷者等の救出、救護に関する事。
- 14 事業所内の警戒警備及び交通等の秩序の確保に関する事。
- 15 その他防災活動上必要な事項。

第2 共同防災組織の活動の基準

- 1 防災資機材等の点検整備に関する事。
- 2 防災要員の動員に関する事。
- 3 防災資機材等の調達に関する事。
- 4 自衛防災組織等との消火等災害防御活動の分担、調整に関する事。
- 5 負傷者等の救出、救護に関する事。
- 6 その他防災活動上必要な事項。

第2節 災害防御活動

防災関係機関及び特定事業者は、災害の拡大防止及び早期鎮圧を図るため、災害の種類、態様等に応じた有効・適切な災害防御方法等を十分検討しておくものとする。

第1 防御活動の分担

- 1 陸上における防御活動は、主として消防機関及び特定事業所の自衛防災組織等が担任し、防御活動の実施に当たっては、消防機関の指示に基づいて組織的、統一的な防御活動を実施するものとする。
- 2 海上における防御活動は、主として海上保安部（署）及び特定事業所の自衛防災組織等が担任し、防御活動の実施に当たっては、海上保安部（署）の指示に基づいて組織的、統一的な防御活動を実施するものとする。
- 3 岸壁（ふ頭、栈橋）にけい留された船舶の防御活動は、主として消防機関及び特定事業所の自衛防災組織等が担任し、海上保安部（署）は、これに協力するものとする。
- 4 その他の防災関係機関は、消防機関及び海上保安部（署）等と緊密な連絡をとり、その業務に関し防御活動を実施するものとする。

第2 防御活動の基本的事項

災害の種類に対応した防御活動の基本的事項は、次のとおりである。

1 火災爆発

（石油類の場合）

- (1) 負傷者等の救出救助
- (2) 石油類の種類、性質、数量等の把握確認
- (3) 施設の運転停止
- (4) 警戒区域の設定
- (5) 固定消火設備及び冷却散水設備の作動
- (6) 消防隊の進入路、配置部署の選定
- (7) 化学消防車、消防車等による泡放射及び冷却放水
- (8) 消防車等による隣接施設への冷却放水
- (9) ボイルオーバー現象等からの消防隊員の安全確保
- (10) 石油類等の流出、拡散防止
- (11) 泡消火薬剤の必要量の把握と不足量の調達

（可燃性ガスの場合）

- (1) 負傷者等の救出救助
- (2) ガスの種類、性質、数量等の把握確認
- (3) 引火爆発等の危険性及び有毒性、禁水性の有無の確認
- (4) 施設の緊急遮断
- (5) 警戒区域の設定
- (6) 固定消火設備又は冷却散水設備の作動
- (7) 隣接施設の冷却散水設備の作動
- (8) 消防隊の進入路、配置部署の選定

- (9) 消防車等による冷却散水
- (10) ガスの種類，火災等の規模に応じた消火
- (11) 援護注水等による消防隊員の安全確保
- (12) 付近のガス漏洩の有無の検索及び排除

2 有毒ガス漏洩

- (1) 負傷者等の救出救助
- (2) ガスの種類，性質，数量等の把握確認
- (3) バルブ閉鎖，緊急遮断弁の作動
- (4) 漏洩箇所の閉鎖，密閉
- (5) 防毒マスク等の着用
- (6) 付近のガス濃度の測定
- (7) 施設内の残ガスの減量，回収
- (8) 警戒区域の設定
- (9) 付近住民に対する避難広報
- (10) 消防隊の進入路，配置部署の選定
- (11) 噴霧放水及び中和剤放射による希釈

3 流出油

- (1) 油の種類，性質，流出量及び残存量等の把握確認
- (2) 破損箇所の応急修理
- (3) 防油（止）堤の点検補強
- (4) 排水系統の閉鎖
- (5) 警戒区域の設定
- (6) バキューム車，専用ポンプ等による回収
- (7) タンク内の残油の抜き取り又は他のタンクへの移送
- (8) 拡散区域の把握及び必要資機材の不足量の調達
- (9) 流出油の引火防止
- (10) オイルフェンスの展張による拡散防止
- (11) 油回収船，回収資機材等による回収
- (12) 油処理剤による乳化分散処理
- (13) 付近船舶の安全確保

4 海上火災

- (1) 油の種類，性質，流出量等の把握確認
- (2) 関連施設の運転停止
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 化学消防車，消防艇等による燃焼面の消火及び拡大防止
- (5) 付近船舶の安全確保

5 自然災害

(津波又は高潮の場合)

- (1) 操業の制限又は中止
- (2) 船舶の荷役作業の中止及び安全海域への避難
- (3) 事業所内への海水の侵入防止及び浮遊するおそれのある物件の除去又は固定
- (4) 危険物、高圧ガス等の施設、設備及び保安防災施設等の点検
- (5) 荷役栈橋及び栈橋上の配管の損壊防止

(強風又は波浪の場合)

- (1) 事業所内の火気使用の制限
- (2) 飛散するおそれのある物件の除却又は固定
- (3) 船舶の荷役作業の中止及び安全海域への避難
- (4) 荷役栈橋及び栈橋上の配管の損壊防止
- (5) 事業所内への海水の侵入防止
- (6) 危険物、高圧ガス等の施設、設備及び保安防災施設等の点検

(大雨の場合)

- (1) 土砂崩壊の防止
- (2) 土砂崩壊等により損壊等のおそれのある危険物、高圧ガス施設等の操業の中止
- (3) 危険物、高圧ガス等の施設、設備及び保安防災施設等の点検

6 地震災害

各事業所がそれぞれ定める「地震時行動基準」に基づき、早期に非常体制を確立し、次の応急活動を実施する。

(1) 自衛防災体制の確立

地震が発生した時は、通報連絡又は自らの覚知により非常参集し、地震の程度に応じて、自衛非常災害対策本部を設置するなど所要の体制を整える。

(2) 事業所内被害状況等の把握

緊急安全点検等を実施することにより、事業所の被害状況を早期に把握する。

(3) 応急活動の実施

二次災害等の発生及び拡大防止のため、必要な応急活動を実施する。

(基本的事項)

- ① 事業所内の火気使用の制限又は禁止
- ② 操業の制限又は中心
- ③ 危険物、高圧ガス等の施設、設備及び保安防災施設等の点検
- ④ 消防自動車等の防災資機材の点検
- ⑤ 事業所内通路の応急啓開

(4) 情報の収集・報告等

地震時には、被害の概要及び点検結果等必要な情報を素早く所轄消防署への報告を行うとともに必要に応じ、関係機関等へ災害の発生を通報する。

(5) 災害広報

災害の発生を地域住民等に広報する。

第3節 防災資機材等の調達・輸送対策

防災関係機関及び特定事業者は、大規模な災害が発生した場合において、応急対策の実施に必要な防災資機材等が不足する等の事態に備え、あらかじめこれら防災資機材等の調達先、調達可能数量及び輸送方法等を定めておくものとする。

第1 防災資機材等の調達

防災資機材等の調達は、調達を必要とする防災関係機関及び特定事業者がそれぞれ調達するものとし、個々の機関において調達することが困難な場合は、防災本部に調達のあっせんを要請するものとする。

調達の対象となる防災資機材等及び調達先は、おおむね次のとおりである。

1 調達対象防災資機材等

消火薬剤、油処理剤、油吸着材、油回収装置、オイルフェンス、化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船、作業船等

2 調達先

他の特別防災区域の特定事業者、消防機関、販売業者、製造業者等

第2 防災資機材等の輸送

調達に係る防災資機材等の輸送に必要な輸送力は、原則として、防災資機材等の調達を必要とする防災関係機関及び特定事業者において確保するものとし、個々の機関において確保できない場合は、防災本部に協力確保の要請をするものとする。

防災本部は、次に掲げる機関の協力を得て、所要輸送力を確保するとともに、要員等についてあっせんするものとする。

| 輸送区分 | 協力機関 |
|-------|--------------------------------------|
| 自動車輸送 | 中国輸送局，陸上自衛隊第13旅団・第13特科隊，その他関係機関 |
| 鉄道輸送 | 中国輸送局，西日本旅客鉄道株式会社広島支社・岡山支社 |
| 船舶輸送 | 中国輸送局，第六管区海上保安本部，海上自衛隊呉地方総監部，その他関係機関 |
| 航空機輸送 | 第六管区海上保安本部，陸上自衛隊第13旅団，広島県警察・岡山県警察本部 |

第4節 避難対策及び警戒区域の設定

関係市長等は、災害の種類、態様に応じ、必要な避難措置を迅速かつ適切に実施し、又は警戒区域を設定し、地域住民の生命、身体の安全確保を図るものとする。

第1 避難対策

1 実施責任者

(1) 関係市長

関係市長は、災害の種類、態様により、特に必要があると認めるときは、住民の生命及び身体を保護するため、避難勧告又は避難指示を発令する。

なお、自ら避難指示が発令ができない場合は、警察官又は海上保安官に避難指示を要求するものとする。

(2) 警察官

警察官は、関係市長が避難指示を発令することができないと認めるとき、又は関係市長から要求があったときは、避難指示を発令する。

(3) 海上保安官

海上保安官は、海上において人命を保護する必要があるとき、又は関係市長から要求があったときは、船舶乗組員、旅客、沿岸住民等に対し避難指示を発令する。

(4) 自衛官

災害派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り避難指示を発令する。

(5) 特定事業者

特定事業者は、従業員等の生命及び身体の保護をするために必要と認めるときは、自主的に避難指示を発令する。

2 避難場所の選定

関係市長は、想定される災害の種類、態様等を考慮して安全な場所をあらかじめ避難場所として選定するとともに、その避難場所及び経路を関係住民に周知徹底しておくものとする。

3 避難の事前措置

関係市長は、次の事項について他の避難実施責任機関とあらかじめ協議、確認しておくものとする。

- (1) 避難場所及び経路
- (2) 避難方法
- (3) 避難経路標識の設置場所
- (4) 誘導員の動員及び配置
- (5) その他必要な事項

4 避難勧告、避難指示

避難の実施責任者は、避難の勧告、指示をする場合は、特に次の事項に留意し、避難の円滑な実施を図るものとする。

- (1) 避難場所及び経路の明示
- (2) 誘導員の配置
- (3) 放送設備、広報車、口頭伝達等による周知徹底

5 避難勧告、避難指示の内容

避難の実施責任者は、避難勧告、避難指示を発令する場合は、関係住民に対し、次の事項について周知徹底するものとする。

- (1) 避難を要する理由
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 避難に際しての注意事項
- (4) その他必要な事項

6 避難後の措置

避難の実施責任者は、避難勧告、避難指示を発令したときは、それぞれ次の措置をとるものとする。

ア 特定事業者

特定事業者は、従業員等に避難指示を発令したときは、速やかに、その旨関係市長に通知するものとする。

イ 警察官、海上保安官

警察官又は海上保安官は、自ら又は関係市長の要求に基づいて避難指示を発令したときは、直ちに、その旨を関係市長（総務課）に通知するものとする。

ウ 関係市長

関係市長は、自ら避難勧告、避難指示を発令し、又は警察官、海上保安官から避難指示を発令した旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を知事（消防防災担当課）に報告するものとする。

第2 警戒区域の設定

1 実施責任者

(1) 関係市長

関係市長は、災害の種類、態様等に応じて、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

なお、自らその措置をとることが困難な場合は、警察官又は海上保安官に要求するものとする。

(消防機関の設置)

消防機関は、人命又は財産の保護若しくは消防活動の円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、火災警戒区域又は消防警戒区域を設定し、当該区域内における火気の使用の禁止、応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域からの退去、当該区域への出入の禁止又は制限をするものとする。

なお、自らその措置をとることが困難な場合は、警察官に要求するものとする。

(2) 警察官及び海上保安官

警察官及び海上保安官は、関係市長が自ら警戒区域の設定が実施できないとき、又は関係市長から警戒区域の設定の要求があった場合には、関係市長の職権を行い、事後、直ちに、その旨を関係市長に通知するものとする。

2 警戒区域を設定する場合の留意事項

警戒区域の設定は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 警戒区域は、ロープ等により区域を明示して設定すること。
- (2) 警戒区域を設定したときは、直ちに、当該区域の住民等に対し、その旨を放送設備、広報車、口頭伝達等により周知徹底すること。
- (3) 必要な警戒要員を配置し、警戒、警備を実施すること。

第5節 救助・救急対策

特別防災区域に係る災害が発生した場合には、その特殊性から災害発生と同時に多数のり災者が発生するおそれがあるため、関係市長が中心となり、各県警察、海上保安部（署）、自衛隊等の救助関係機関の緊密な連携のもとに、り災者の救助・救急活動を実施するものとする。

第1 特定事業者の措置

- 1 災害の種類、態様等に応じた救助・救急計画を作成しておくものとする。
- 2 救出用資機材、救急医薬品、器材、救急車等の救助・救急活動に必要な資機材等を整備しておくものとする。
- 3 救助・救急隊を編成し、緊急時の出動体制を確立しておくものとする。
- 4 り災者が発生した場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、救助・救急隊を出動させ、消防機関の到着後はその指揮を受け、協力して救助・救急活動を実施するものとする。

第2 消防機関の措置

- 1 災害の種類、態様に応じた救助・救急計画を作成しておくものとする。
- 2 り災についての通報を受けた場合は、直ちに救助・救急隊を災害現場に出動させ、特定事業所等の責任者と緊密な連絡をとり、救助・救急活動を実施するものとする。
- 3 多数のり災者が発生し、当該消防機関で対応できないときは、直ちに相互応援協定締結市町村に対し応援を要請するものとする。

第3 広島・岡山県警察の措置

消防機関等との緊密な連携のもとに、り災者の救助活動及び救急隊等医療関係者（車）の通行を確保するための交通規制等を実施する。

第4 海上保安部（署）の措置

消防機関等との緊密な連携のもとに、り災者の救助・救急活動に協力するものとする。

第6節 医療救護対策

関係市、両県、日本赤十字社広島県支部及び岡山県支部、（一社）広島県医師会及び（一社）笠岡医師会、災害拠点病院その他の医療機関は、災害時において多数の傷病者が発生し、応急医療を実施する必要が生じた場合には、相互に協力して迅速かつ適切な救護措置をとるものとする。

第1 関係市の措置

- 1 管内の医療機関の応急医療能力を常時把握しておくものとする。
- 2 傷病者に対する医療を迅速、適切に実施するため、原則として傷病者は、管内の医療機関に搬送するものとする。
- 3 傷病者の受入れ医療機関等と緊密な連携をとり、支障のないよう必要な措置を講じるものとする。
併せて、笠岡市長は、必要に応じて(一社)笠岡医師会に対し、応急医療の実施を要請するものとする。
- 4 管内の医療機関による医療が不足する場合には、県に対して応急医療の確保のための応援要請をするものとする。
- 5 多数の傷病者が発生した場合には、災害の種類、態様等を考慮し、必要に応じて現地に仮設救護所を設置するものとする。

第2 県の措置

関係市長の要請を受け、応急医療の必要を認めるときは、県立病院等の医師その他の職員により救護班を編成して現地に派遣し、必要な救護活動を実施するとともに、日本赤十字社広島県支部及び岡山県支部又は(一社)広島県医師会及び(公社)岡山県医師会若しくは災害拠点病院その他の医療機関に対し、応急医療の実施を要請するものとする。

第3 日本赤十字社広島県支部及び岡山県支部の措置

県の要請に基づき、所轄病院の医師その他の職員をもって編成する救護班を現地に派遣し、必要な救護活動を実施するものとする。

第4 (一社)広島県医師会及び(一社)笠岡医師会の措置

広島県又は笠岡市の要請に基づき、(一社)広島県医師会又は(一社)笠岡医師会の会員たる医師その他の職員をもって編成する救護班を現地に派遣し、必要な救護活動を実施するものとする。

第7節 警備・交通対策

県警察又は海上保安部(署)は、災害時において、災害地における人心の安定と交通秩序の維持を図るため、陸上又は海上における災害警備及び交通対策を実施するものとする。

第1 警備対策

- 1 陸上警備対策
各県警察は、市をはじめ関係機関と連携を密にして、次の措置をとる。
 - (1) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒
 - (2) 民間防犯活動に対する指導
 - (3) 不法事犯等の予防及び取締り
 - (4) その他治安維持に必要な措置

2 海上警備対策

海上保安部（署）は、災害の種類、態様に応じた海上警備体制を整え、警戒区域の設定、立入禁止等の必要な措置をとるものとする。

第2 交通対策

1 陸上交通対策

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、災害対策基本法に基づく通行の禁止等に必要な交通規制を迅速的確に行うほか、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報等の危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

(1) 隣接県警察との境界付近の交通規制を行うに当たっては、隣県警察相互の調整を図るものとする。

(2) 県公安委員会が、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認め、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した場合には、緊急通行車両等に対する迅速な確認事務を実施するとともに、緊急交通路を確保するものとする。

(3) 緊急通行車両に対する標章及び証明書の交付事務については、公安委員会（警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊及び警察署）又は県において行うものとする。

2 海上交通対策

海上保安部（署）は、海上交通の安全を図り、二次災害の発生を防止するため、必要に応じ、次の措置をとるものとする。

- (1) 船舶交通の整理及び制限等の措置
- (2) 船舶の避難又は誘導の措置
- (3) その他船舶の安全確保のための措置

第8節 通信確保対策

防災関係機関及び特定事業者は、災害時において通信が途絶し、又は混乱した場合は、次により通信連絡を確保し、情報連絡の円滑な実施を図るものとする。

第1 通信の応急対策

(1) 重要通信の確保

ア 通信利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない「災害時優先電話」の承認を受けておくものとする。

また、災害時優先電話等に変更があった場合は、速やかにN T T西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

※ 災害時優先電話の承認申し込み「116」

※ 非常電報・緊急電報申し込み「115」

ウ 通信設備の応急復旧

被害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(2) 非常通信の確保

ア 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

イ 臨時電話の設置

ウ 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

(3) 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法等が適用された場合等に、避難場所や現地災害対策本部等に設置する無料電話をいう。

| 要 請 先 | 応 答 先 |
|--------------|----------------------|
| 082-505-4800 | N T T西日本広島支店設備部災害対策室 |
| 086-271-2591 | N T T西日本岡山支店設備部災害対策室 |

(4) 臨時電話（有償）の申込み

30日以内の利用期間を指定して加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

| 区 分 | 申込み先ダイヤル番号 | 応 答 先 |
|-------|------------|---------|
| 臨時電話等 | 「116」 | 116センター |

※ 一般の電話申込みもこの番号です。

(5) 臨時携帯電話の申込み先（N T Tドコモ）

| 臨時携帯電話の申込先 | 電 話 番 号 |
|-------------------------|--------------|
| ドコモ・ビジネスネットモバイルレンタルセンター | 0120-680-100 |

第2 専用電話、有線電気通信施設の利用

加入電話の利用ができない場合には、他の機関が設置又は管理する有線通信施設を利用するものとし、利用手続等については、他の機関とあらかじめ協議しておくものとする。

第3 無線施設の利用

1 非常無線通信の利用

有線通信施設の利用ができない場合には、中国地方非常無線通信協議会を中心とする関係

機関の設置又は管理する無線施設を利用するものとする。

2 防災相互通信用無線局の整備

災害時において、統一かつ円滑な防災活動を実施するため、防災関係機関及び特定事業者は、防災相互通信用無線局の整備に努めるものとする。

第4 被災電気通信施設の応急復旧

西日本電信電話株式会社広島支店及び岡山支店は、電気通信施設が被災した場合には、速やかに、復旧に努めるものとする。この場合の具体的な実施方法は西日本電信電話株式会社の「災害等対策規程」等によるものとする。

第9節 電力応急対策

中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱は、災害時において電力施設に被害を受けた場合には、電力施設の保護及び被災地に対する需要電力の供給を確保するため、「防災業務計画」に基づき、次の事項に留意し、応急復旧を実施する。

- 1 災害時における電力施設の保護及び被害電力施設の早期復旧
- 2 感電事故防止の処置及び広報
- 3 災害応急措置の実施のために支障となる電気工作物の措置
- 4 その他必要な事項

第10節 応援要請

関係機関及び特定事業者は、大規模な災害が発生した場合において災害対策に万全を期するため、特に必要があると認めるときは、次により応援を要請するものとする。

第1 要請者

- 1 他の特別防災区域の特定事業者に対する応援要請
災害発生特定事業所に係る特定事業者
- 2 相互応援協定締結市町以外の市町村に対する応援要請
災害発生市長
- 3 都道府県に対する応援要請
知事
- 4 国の地方行政機関（特定地方行政機関を除く。）、公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に対する応援要請
知事又は災害発生市長

第2 要請の内容

応援要請は、次の事項を明らかにして、文章、口頭又は電話等により行うものとする。

- 1 災害の状況及び応援を要請する理由
- 2 応援を必要とする資機材等の品名及び数量
- 3 応援を必要とする職種別人員
- 4 応援を必要とする期間
- 5 応援を必要とする場所
- 6 応援を必要とする活動内容
- 7 その他必要な事項

第3 防災本部長への報告

応援要請を行った機関の長は、応援要請先及び要請の内容を速やかに防災本部長へ報告するものとする。

第11節 自衛隊の災害派遣要請

災害が発生した場合において、地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、特に必要があると認めるときは、自衛隊法第83条に基づき自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第1 災害派遣要請権者

知事

第2 災害派遣要請の基準

災害が発生した場合において、防災関係機関及び特定事業所の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に必要があると認められる場合に行うものとする。

第3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- 1 人命の救助
- 2 消防活動
- 3 道路の応急啓開
- 4 緊急輸送
- 5 炊飯及び給水支援
- 6 通信支援
- 7 その他必要な支援

第4 災害派遣要請の手続

- 1 災害派遣要請権者は、関係市長等（以下「災害派遣要請者」という。）から自衛隊の災害派遣の要請があった場合において、その必要があると認めるときは、速やかに自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。
- 2 災害派遣要請は、自衛隊法施行令第106条に規定する所要事項を記載した文書をもって要

請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法をもって行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

(広島県内に係る要請)

災害派遣要請・連絡先

陸上自衛隊第13旅団長

(窓口)

第13旅団司令部第3部防衛班

TEL 082-822-3101 内線 2410, 2412 (当直 2440, 2441)

情報は、第2部地誌班 内線 2228

(岡山県内に係る要請)

災害派遣要請・連絡先

陸上自衛隊第13特科隊長

(窓口)

第13特科隊第3科 TEL 0868-36-5151 内線 237 (当直 302)

情報は、第2科 内線 225

第5 災害派遣部隊の受入れ体制

災害派遣要請権者は、派遣部隊の作業の実施に必要な資機材等の確保、現地における応急対策活動の実施の調整等の受入れ体制を整えておくものとする。

第6 災害派遣部隊の撤収

災害派遣要請権者は、自衛隊による応急対策が終了したとき、又は災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、派遣部隊の長と協議のうえ、撤収を要請するものとする。

第7 災害派遣に要する経費の負担

部隊が派遣された場合、次に掲げる経費は自衛隊において負担するものとし、これらの経費以外の経費はそれぞれ災害派遣要請者において負担する。

- 1 部隊の輸送費(民間の輸送力(フェリーを含む。)を利用する場合及び有料道路の通行料を除く。)
- 2 隊員の給与
- 3 隊員の食糧費
- 4 その他部隊に直接必要な経費